

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年1月24日(水) 最高裁判所小会議室	
委員	委員長 秋 山 哲 一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)	
	委員 秋 山 靖 浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
審議対象期間	平成29年4月1日から平成29年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	3件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	-
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 東京高地簡裁庁舎機械設備改修工事</p> <p>※ 本件は、空気調和機の更新等の改修工事 で、工事価格が最高額の案件</p> <p>・裁判所のホームページに、施工体制確認の結果により算出された最終的な評価値が公表されるということであるが、落札できなかった業者が、評価の判定に対して説明を求めることはあるのか。</p> <p>・評価の判定に関する資料の開示請求をしてきた場合、どのような資料を開示するのか。</p> <p>・施工体制確認の判定方法については、どのように審査しているのか。</p> <p>・施工体制確認ヒアリングの際に、口頭による説明に納得できない場合に、追加の資料を求めるようなことはしないのか。</p> <p>・口頭での説明だけだと、言った、言わないということや、どこまで説明すればよいのかわからず、ヒアリングを受ける側を試みればできるだけの説明をしたにもかかわらず、0点がついてしまったことで不満を持つケースもあると思われるが、ヒアリング資料が提出された段階で事前に電話等で確認することはあるのか。</p> <p>・監理技術者になる予定の人は、資料の中身をすべて把握していなければならない、質問に答えられない場合や具体的な説明ができないというのは、資料を見ていないと言わざるを得なく信頼することができず、品質が確保</p>	<p>・評価の結果に対して説明を求められたことはない。</p> <p>・事例はないが、請求があった場合は、文書開示手続の中で判断していくことになる。</p> <p>・提出された書面で施工体制の審査項目が確認できれば15点、書面では確認できない部分があってもヒアリングの際に口頭説明で確認できれば5点、書面でも口頭でも確認できなければ0点となる。</p> <p>・追加の資料までは求めず、口頭説明で概ね確認できれば5点を付与している。</p> <p>・事前確認は行っていない。</p>

意見・質問	回答
<p>できないという評価はやむを得ないと考える。</p> <p>2 大阪高裁桃山宿舎1号館改修工事</p> <p>※ 本件は、宿舎の老朽化に伴う改修工事で、低入札（特別重点調査）となった案件</p> <p>・入札額が低くなった原因として、予定価格に対して、現場管理費が49パーセント、一般管理費が51パーセントであったということであるが、もともとこの二つは入札額全体に占める金額が低いのであるから、金額の高い直接工事費の中で大きく低額のものがあったと思われる。この点を説明していただきたい。</p> <p>・直接仮設費の予定価格はどのように算出しているのか。</p> <p>・そうすると、落札した業者が算出した金額が単に低かったということか。</p> <p>・特別重点調査による低入札価格調査になると、調査をクリアできないとして辞退する業者が多いという印象であり、また、通常の高入札価格調査より提出させる資料も多いと思われるが、通常の場合と特別重点による調査の場合で、資料の提出期限は異なるのか。</p> <p>・本件においては、施工体制確認ヒアリング、特別重点調査による低入札価格調査ヒアリングと2回ヒアリングを実施して、重複する審査項目もあると思われるが、資料の確認の仕方はそれぞれ違う観点から行われるのか。</p> <p>3 札幌地家裁岩見沢支部庁舎煙突等改修工事</p>	<p>・直接工事費を分析した結果、一番大きく乖離していたのは、直接仮設費、空調設備費、排水設備及び電灯設備費が予定価格に対して50パーセント台と低かった。</p> <p>・府省庁の統一基準である公共建築工事積算基準に基づいて算出している。</p> <p>・落札した業者は、宿舎改修工事に慣れているため、リスクを最小限に抑えることができたのだと思う。</p> <p>・いずれの場合も一週間の提出期限を定めて、提出期限の一週間後にヒアリングを実施している。</p> <p>・資料の確認方法は変わらないが、施工体制確認は書面及びヒアリングにより確認するが、低入札価格調査の場合は必ず資料で確認を行って判断する。</p>

意見・質問	回答
<p>※ 本件は、アスベスト除去作業を含む改修工事で、1者入札及び高落札率となった案件</p> <p>・本件は、初度の入札が不調に終わり、再度の入札で落札された案件であるが、初度の入札時において、多くの業者が参加できるように競争参加資格を大幅に広げているが、これ以上広げる余地はなかったのか。</p> <p>・予定価格の積算はどのように行われたのか。</p> <p>・前回や前々回の入札監視委員会的时候も、本件と同様の北海道のアスベスト改修工事があり、その際にも見積書を徴取していたと思われるが、そのときの見積価格と今回新たに徴取した見積価格を比較して、人件費の高騰や社会保険料がきちんと計上されているかなどの確認はしているのか。</p> <p>・北海道内の裁判所において、本件と同様の工事はまだ残っているのか。</p>	<p>・A等級ないしD等級まで競争参加資格を広げているので、最大限に広げている。</p> <p>・直接仮設については、公共建築工事積算基準に基づき算出し、煙突復旧工事費及びアスベスト対策工事については、見積書を徴取して業者に対してヒアリングを行い査定したものを採用した。</p> <p>・前年度以前の見積書と今回新たに徴取した見積書の具体的な比較は行っていないが、それほど違いはなく、若干であるが労務単価が上がっていると思われる。また、今回の見積書に社会保険料が計上されていることは確認している。</p> <p>・裁判所においては残り1か所で来年度の工事を予定しており、本件と同様に早期発注を心掛けたいと思う。</p>